

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 第2章 | 災害予防計画 | 1 |
| 第1節 | 災害に強い市づくり | 1 |
| 第2節 | 災害発生直前対策 | 2 |
| 第3節 | 情報の収集・連絡体制計画 | 4 |
| 第4節 | 活動体制計画 | 4 |
| 第5節 | 広域相互応援計画 | 4 |
| 第6節 | 救助・救急・医療計画 | 4 |
| 第7節 | 水防活動計画 | 5 |
| 第8節 | 要配慮者計画 | 9 |
| 第9節 | 緊急輸送計画 | 9 |
| 第10節 | 障害物の処理計画 | 9 |
| 第11節 | 避難受入れ活動計画 | 9 |
| 第12節 | 孤立防止対策 | 9 |
| 第13節 | 食料品等の備蓄・調達計画 | 9 |
| 第14節 | 給水計画 | 9 |
| 第15節 | 生活必需品の備蓄・調達計画 | 9 |
| 第16節 | 危険物施設等災害予防計画 | 9 |
| 第17節 | 上水道施設災害予防計画 | 10 |
| 第18節 | 下水道施設災害予防計画 | 10 |
| 第19節 | 通信・放送施設災害予防計画 | 10 |
| 第20節 | その他ライフライン施設災害予防計画 | 10 |
| 第21節 | 災害広報計画 | 10 |
| 第22節 | 土砂災害等の予防計画 | 10 |
| 第23節 | 防災都市計画 | 10 |
| 第24節 | 建築物災害予防計画 | 10 |
| 第25節 | 道路及び橋梁災害予防計画 | 10 |
| 第26節 | 河川施設等災害予防計画 | 11 |
| 第27節 | ため池災害予防計画 | 11 |
| 第28節 | 農林水産物災害予防計画 | 11 |
| 第29節 | 二次災害の予防計画 | 11 |
| 第30節 | 防災知識普及計画 | 11 |
| 第31節 | 防災訓練計画 | 11 |
| 第32節 | 災害復旧・復興への備え | 11 |
| 第33節 | 自主防災組織の育成に関わる計画 | 11 |
| 第34節 | 企業防災に関する計画 | 11 |
| 第35節 | ボランティア活動の環境整備 | 12 |
| 第36節 | 防災対策に関する財政措置計画 | 12 |
| 第37節 | 災害対策に関する調査研究及び観測 | 12 |
| 第38節 | 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 | 12 |

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い市づくり

共通対策編 第2章 第1節に同じ

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

主な取組み

- 市民に対する情報の伝達体制を整備する。
- 避難誘導体制を整備する。
- 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第1 情報伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害発生直前活動」のとおりで、円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図るとともに、共通対策編第2章第2節「情報の収集・連絡体制計画」によりハード面での整備も推進する。

第2 避難誘導体制の整備

災害により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ体制の整備を行う。

また、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直しを行う。

(共通対策編第2章第10節「避難受入れ活動計画」参照)

第3 災害未然防止活動

1 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査

- (1) 5月 合同防災パトロール
上伊那地域振興局（農地整備課、林務課）
伊那建設事務所
駒ヶ根市（上伊那広域消防本部、建設課、農林課、危機管理課）
駒ヶ根警察署
- (2) 6月 消防機関防災パトロール（副分団長以上）
- (3) 6月 分団防災パトロール（班長以上）

2 設備、物件の管理者等への予告・警告方法

施設、物件の管理者（担当対策部）等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、日ごろから次のような体制の整備を行う。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備
- (5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- (6) 災害に関する情報についての関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

共通対策編 第2章 第2節に同じ

第4節 活動体制計画

共通対策編 第2章 第3節に同じ

第5節 広域相互応援計画

共通対策編 第2章 第4節に同じ

第6節 救助・救急・医療計画

共通対策編 第2章 第5節に同じ

第7節 水防活動計画

水防上、特に警戒防御に重要な危険箇所を把握し、関係機関との緊密な連絡のもとに河川改修、用排水路の整備等の防災事業を推進するとともに適正な維持管理を行い水害の未然防止に努めるとともに、初動体制、相互応援体制等の整備を図る。

主な取組み

- 水防計画により、あらかじめ計画を定め災害による被害の未然防止を図る。
- 水防資機材並びに施設の整備、拡充を図る。

第1 水防体制の確立

1 水防組織の強化

市の水防団は、消防団が兼ねており、消防団の育成強化により、水防組織の充実を図るとともに、市民の協力による水防協力体制を確立する。

また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

2 配備体制・監視体制の確立

洪水等の発生時、要警戒時に迅速な対応が図られるよう、危険箇所等の把握に努めるとともに、以下の項目について、あらかじめ整備を図る。

- (1) 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備
- (2) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (3) 河川ごとの水防工法の検討
- (4) 居住者への立退の指示体制の整備
- (5) 洪水時等における水防活動体制の整備

また、降雨時の水位観測等の監視体制を確立する。

〔資料14〕重要水防区域

〔資料15〕出水により交通遮断が予想される橋梁

〔資料19〕主要河川の樋門管理者

〔資料20〕気象観測所及び雨量・水位観測所

第2 水防計画

市内には、天竜川、太田切川等水防対象となる要水防河川があり、出水により浸水想定地域もある。

こうした状況から大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備および市民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める。

1 危険区域

異常降雨等による水害の早期発見に努め、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるよう、次の要領により、危険区域の巡視を実施する。

2 実施時期

水防・洪水警報等が発令され、危険区域において水害が発生するものと、予想されるとき。

3 人員配置

各担当部・課において、事前に班編成を定めておく。

4 水防資機材の点検整備

洪水等に備え、水防倉庫の整備及び水防資機材の備蓄について拡充を図るとともに、次の事項を実施する

- (1) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
- (2) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 杭・土のう・スコップ等水防資機材の整備

〔資料 18〕 水防倉庫の状況

5 浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成

浸水想定区域内にある要配慮者施設で洪水時に避難の必要が求められる施設の名称及び所在地を公表する。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

| 施設名称 | 住所 | 電話番号 | 管理者 |
|-----------------------|---------------|------------------------------|--------------|
| 下平幼稚園 | 駒ヶ根市下平 3844 | 0265-83-5689 | 駒ヶ根市 |
| (再掲) ケアホームのどか | 駒ヶ根市下平 1581-1 | 0265-81-6607 0265-98-8707 | ほっとグループホーム伊南 |
| 西駒郷 | 駒ヶ根市下平 2901-7 | 0265-82-5271 | 長野県社会福祉事業団 |
| 西駒郷 駒ヶ根支援事業部 わーく西駒 | 駒ヶ根市下平 2901-7 | 0265-82-5271 | 長野県社会福祉事業団 |
| せせらぎホーム | 駒ヶ根市下平 2438-1 | 0265-98-8707 | 長野県社会福祉事業団 |

6 上記5に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備、なお指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

- (1) 水防機関の整備
- (2) 水防計画の策定
- (3) 水防協議会の設置
- (4) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - a 水防技能の習熟
 - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川市民の水防思想の普及啓発

7 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

- (1) 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- (3) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、

防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第3 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

1 建設業者への協力要請

駒ヶ根建設業組合と締結している協定書により、協力体制を整備する。

2 他の水防機関等との協力体制

他の水防管理団体や消防団との相互応援体制を整備する。

第8節 要配慮者計画

共通対策編 第2章 第8節に同じ

第9節 緊急輸送計画

共通対策編 第2章 第9節に同じ

第10節 障害物の処理計画

共通対策編 第2章 第10節に同じ

第11節 避難受入れ活動計画

共通対策編 第2章 第11節に同じ

第12節 孤立防止対策

共通対策編 第2章 第12節に同じ

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

共通対策編 第2章 第13節に同じ

第14節 給水計画

共通対策編 第2章 第14節に同じ

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

共通対策編 第2章 第15節に同じ

第16節 危険物施設等災害予防計画

共通対策編 第2章 第16節に同じ

第17節 上水道施設災害予防計画

共通対策編 第2章 第17節に同じ

第18節 下水道施設災害予防計画

共通対策編 第2章 第18節に同じ

第19節 通信・放送施設災害予防計画

共通対策編 第2章 第19節に同じ

第20節 その他ライフライン施設災害予防計画

共通対策編 第2章 第20節に同じ

第21節 災害広報計画

共通対策編 第2章 第21節に同じ

第22節 土砂災害等の予防計画

共通対策編 第2章 第22節に同じ

第23節 防災都市計画

共通対策編 第2章 第23節に同じ

第24節 建築物災害予防計画

共通対策編 第2章 第24節に同じ

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

共通対策編 第2章 第25節に同じ

第2.6節 河川施設等災害予防計画

共通対策編 第2章 第2.6節に同じ

第2.7節 ため池災害予防計画

共通対策編 第2章 第2.7節に同じ

第2.8節 農林水産物災害予防計画

共通対策編 第2章 第2.8節に同じ

第2.9節 二次災害の予防計画

共通対策編 第2章 第2.9節に同じ

第3.0節 防災知識普及計画

共通対策編 第2章 第3.0節に同じ

第3.1節 防災訓練計画

共通対策編 第2章 第3.1節に同じ

第3.2節 災害復旧・復興への備え

共通対策編 第2章 第3.2節に同じ

第3.3節 自主防災組織の育成に関わる計画

共通対策編 第2章 第3.3節に同じ

第3.4節 企業防災に関する計画

共通対策編 第2章 第3.4節に同じ

第35節 ボランティア活動の環境整備

共通対策編 第2章 第35節に同じ

第36節 防災対策に関する財政措置計画

共通対策編 第2章 第36節に同じ

第37節 災害対策に関する調査研究及び観測

共通対策編 第2章 第37節に同じ

第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

共通対策編 第2章 第38節に同じ